

公益財団法人日本野球連盟個人情報の取り扱いに関する外部委託管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本野球連盟（以下本連盟という）が保有する個人情報の取り扱いを第三者に委託場合につき、本連盟個人情報保護方針および個人情報保護規程に基づく基本規程であり、適正な保護を実現することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、個人情報の取り扱いを外部に委託する場合に適用する。

第2章 外部委託の手続

(個人情報保護管理者の承認)

第3条 個人情報の取り扱いを第三者に委託する場合は、委託作業責任者は、事前に委託先、個人情報の内容、利用目的等を記載のうえ、個人情報保護管理者の承認を得なければならない。

2 個人情報保護管理者は、前項の承認をするに際し、次の各号に定める事項その他委託先の個人情報の管理体制につき調査を行い、所定の水準に達していると認められなければ、個人情報の取り扱いの委託を承認してはならない。

- (1) 本連盟個人情報保護コンプライアンス・プログラムの内容を実現する組織および体制の有無
- (2) プライバシーマークの取得、その他これに準ずる認証の有無

(秘密保持契約の締結)

第4条 前条による個人情報保護管理者の承認に基づき、個人情報の取り扱いを委託する場合には、事前に、秘密保持契約又はこれに準ずる契約を締結しなければならない。

2 委託先と契約の際に、本連盟が指定する「秘密保持契約書」を用いない場合は当該契約書には次の各号に定める事項をかつ具体的に定めなければならない。

- (1) 委託する個人情報の内容、範囲、利用目的、委託先における利用態様及び委託処理期間
- (2) 委託する個人情報に関する秘密保持義務の遵守に関する事項
- (3) 委託する個人情報の安全管理体制に関する事項
- (4) 委託する個人情報の複製及び複写に関する事項
- (5) 委託する個人情報の取り扱い再委託に関する事項

- (6) 委託終了時における個人情報の返還及び廃棄に関する事項
 - (7) 委託先における個人情報保護に関する教育・研修に関する事項
 - (8) 本連盟から監査の受け入れ及び報告に関する事項
 - (9) 委託する個人情報の漏えい、その他事故が発生した場合における措置および責任分担に関する事項
- 3 個人情報保護管理者は、本条に基づき作成された秘密保持契約その他の文書を、合理的な期間保管するものとする。

第3章 委託先に対する監督

(委託先に対する監督)

- 第5条 個人情報保護管理者は、定期的に委託先について契約違反の有無を調査し、監督しなければならない
- 2 個人情報保護管理者は、委託先において契約に違反し又は違反のおそれのあることを発見したときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。
 - 3 委託作業責任者は、委託期間中、委託先における個人情報の取り扱い状況を調査し、契約に違反し又は違反のおそれのあることを発見したときは、直ちに、その旨を個人情報保護管理者に通知しなければならない。
 - 4 個人情報保護管理者は、前項の通知を受けた場合、直ちに必要な措置を講じなければならない。

第1章 雑則

(見直し)

- 第6条 会長は、適切な個人情報の保護を維持するために、定期的に本規程の改廃を個人情報保護管理者に指示するものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人日本野球連盟の設立の登記の日（2013年3月1日）から施行する。